

COI開示基準

演題発表時は利益相反の開示が必要となります。

開示が必要となる対象者は発表者全員です。

開示の対象期間は抄録提出時より過去3年間です。

発表する演題が、以下の条件に該当する場合には利益相反状態の申告が必要となります。

- ①役員・顧問： 1つの企業・団体から年間100万円以上
- ②株保有・利益： 1つの企業・団体から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有
- ③特許使用料： 1つにつき100万円以上
- ④講演料： 1つの企業・団体から年間合計50万円以上
- ⑤原稿料： 1つの企業・団体から年間合計50万円以上
- ⑥研究費・助成金： 企業・団体から1つの臨床研究に支払われた年間総額が200万円以上
- ⑦奨学寄付金： 1つの企業・団体から所属部局あるいは研究代表者に支払われた年間総額が、100万円以上
- ⑧寄付講座所属： 企業・団体が提供する寄附講座
- ⑨旅費・贈答品などの報酬： 1つの企業・団体から年間5万円以上